## 「伊藤忠商事 CSR Report 2009」 GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 2006」報告原則テスト表

2006年に、GRIガイドラインが改訂されました。2006年版における主題は「サステナビリティに関する自社の状況、及びサステナビリティに関する自社の核心要素(マテリアリティ)を中心に、CSRにおける本質部分が、報告組織において各ステークホルダーとの間で検討され、結果が報告書に反映しているかどうか」であると思われます。

今回、GRIガイドライン第三版を参照するに当たり、「ガイドライン対照表」とあわせて、核心部分である「報告原則」を重視しました。そこで、報告原則の「テスト表」を用いて、テスト表で問われている個々の課題についてチェックを行い、一覧表にまとめ公表いたします。

		各要素の実施の有無が報告書に反映されているか		・記載ページ						
		実施し、報告書に記載	報告書に記載は無いが、実施した	実施していない	記載ページ					
1. マテリアリティ										
外部要因										
1-1	ステークホルダーによって挙げられた持続可能性に関する主要な 関心事項および指標を考慮しているか	0			3-4, 7-8, 11-18, 19-22, 25-40					
1-2	同業者および競合他社が(CSRレポート等で)報告している、業界の主なテーマおよび将来的課題を考慮しているか	0			16-18, 23-24, 25-40					
1-3	組織およびそのステークホルダーにとって戦略的重要性を持つ関 連法規、規制、国際的合意事項、自主協定を考慮しているか	0			7, 25-40, 42, 53					
1-4	(専門知識を持つ人物、または、その分野における信用ある機関等を通じて特定されている) 持続可能性に対する影響、リスク、機会の諸要素を考慮しているか	0			19-22, 25-40, 49-53					
内部要因										
1-5	自社の主要な、組織の価値、方針、戦略、経営管理システム、目 的、目標、を考慮してマテリアリティを特定しているか	0			9-10, 25-40					
1-6	自社に深く関わるステークホルダー(従業員、株主、サブライヤー など)の主な関心事を考慮してマテリアリティを特定しているか	0			11-18, 43-46					
1-7	組織にとって重大なリスクを考慮してマテリアリティを特定しているか	0			17-18					
1-8	組織を成功させるために不可欠な要因は何かを特定し、それを考慮してマテリアリティを特定しているか	0			25-40					
1-9	組織のコア・コンピタンスは何か、およびそれが持続可能な発展 にどのように寄与するかを考慮して、マテリアリティを特定してい るか	0			25-40					
優先	順位付け									
1-10	報告書では、重要なテーマおよび指標を優先しているか	0			全ページ					
2. :										
2-1	組織は、このステークホルダーには報告責任を持つ、というステークホルダーを特定しているか	0			8					
	報告書は、日常的なステークホルダー参画プロセスで得られた(自 社のマテリアリティ抽出等の)成果を反映して作成されているか。 ※上の参画プロセスとは、									
2-2	①組織が一度限りでなく、日常的に利用しているもの ②法律や規制などの要請で行っているもの の両方を満たしているものであること			0						
	報告書は、報告書のために実施されたステークホルダー参画プロ	_								
2-3	セスの結果を反映しているか ステークホルダー参画プロセスによって報告書の方針を決める場	0			17-18, 19-22, 54					
2-4	合、それが正しく報告書に反映されているか	0			17-18					
3.	<b>サステナビリティ・コンテクスト(持続可能性の状況</b>	()								
3-1	組織は持続可能な発展について、自身の認識を報告書に示しているか。 また、報告書作成にあたって、サステナビリティに関する客観的な情報、測定値を基礎情報として使っているか	0			2, 3-4, 7, 19-22					
3-2	組織は、上の設問で挙げた、客観的、中立的な情報、データを基礎にし、 それらに照らして、 自社のパフォーマンス情報を記載しているか			0						
3-3	自社グループの活動拠点が各地域にどのような影響を与えている か、という観点でパフォーマンスを記載しているか	0			39-40, 48					
3-4	サプライチェーンなどを含む、自社の「長期戦略、リスク、機会」 と「持続可能性」がどのように関係するかを記載しているか	0			16-18					
4. コンプリートネス(網羅性)										
4-1	自社だけでなく、上流、下流の企業とのサプライチェーンを考慮して報告書を作っているか。また、報告書作成にあたって、前述の「マテリアリティ」「ステークホルダー・インクルーシブネス」「サステナビリティ・コンテクスト」を考慮して必要な情報を網羅しているか、また、記載の優先順位を決めているか	0			16-18, 19-22, 25-40					

		各要素の実施の有無が報告書に反映されているか			
		実施し、報告書に記載	報告書に記載は無いが、実施した	実施していない	記載ページ
4-2	報告組織の管理下にある、あるいは報告組織から大きな影響を受ける事業体の名前がすべて報告書に明記されているか	0			2, 9, 24
4-3	重要な要素について、将来、自社の活動によって起こるであろう、 不可避的な事態が想定される場合は、それを報告書に記載しているか		該当なし		
1-4	以下に関して、自社の重要な情報が省かれていないか ①ステークホルダーの評価や意思決定に影響を与えるもの ②社会・環境・経済に著しい影響を与えるもの	0			全ページ
5. <i>I</i>	<b>バランス</b>				
5-1	報告書は、好ましい内容だけでなく、自社にとって好ましくない内 容を開示しているか	0			19-22, 25-40, 4 54
5-2	パフォーマンスデータは、利用者が経年で比較できる形式で開示 しているか	0			1, 25-40, 43-45
5-3	重要なテーマとそうでないテーマが、ページ組み等、コントラスト を明確にして分けて報告されているか	0			全ページ
6. :	コンパラビリティ(比較可能性)				
6-1	報告書の各情報は、経年比較可能な記載をしているか	0			全ページ
6-2	各パフォーマンスデータは、他社との比較ができるよう、社会的 に適切な基準や指標を用いて報告されているか	0			1, 43-46 環境WEB
6-3	報告書の対象範囲や、対象期間の変更など、重要な報告基盤が変更された場合、それが明記されているか	0			2
6-4	CSR の各要素の報告のしかたについて、GRI ガイドラインなど、 一般に認められている規定に則っているか	0			2
5-5	GRI ガイドラインは、金融、鉱業などいくつかの業種について、 業種別補足文書(ガイドライン)を設けているが、該当業種であ る場合、より精緻な報告のために、それを利用しているか			0	
7. 7	アキュラシー(正確性)				
-1	パフォーマンスデータは実際に測定されたものであることを報告 書内で明示しているか		0		
-2	データ測定の手法は報告書内で説明されているか。 また、その測定手法は、それを繰り返しても類似の結果が出るも のであるか		0		
'-3	パフォーマンスデータの誤差は、そのデータをもとに結論を出す のに大きな影響を及ぼさない程度に抑えられているか		0		
7-4	推測値を用いる場合、報告書に、どのデータが推測値であるかは 明示されているか。 その前提および推測の手法はどのようなものか、あるいは、手法 等の情報はどこで入手できるかの記載はあるか		0		
'-5	報告書中の定性的報告の部分は、客観的な根拠に基づいたものか	0			25-40
3. :					
-1	比較的最近の情報も開示されているか	0			全ページ
-2	主要なパフォーマンスデータの収集のスケジュールと報告書発行のスケジュールのタイミングは合っているか	0			
-3	報告書およびウェブでの報告には、データの対象期間、更新予定 時期、最終更新日が明示されているか	0			2
9. :	<b>ウラリティ(明瞭性)</b>				
-1	ステークホルダーにとって、重要な情報を確実に記載した上で、 一方、ステークホルダーにとって不必要な、詳細過ぎる記載等を 避けているか	0			全ページ
-2	ステークホルダーが、目次等の補助手段によって、必要な情報を、 スムーズに見つけることができる工夫がされているか	0			2
-3	専門用語、略語等の用語が避けられているか。また、必要な用語 に解説が付けられているか	0			全ページ
-4	データのわかりやすさ、文章の平明さ、ユニバーサルデザイン配 慮など、誰にも理解しやすい報告書になっているか	0			全ページ
10.	リライアビリティ(信頼性)				
)-1	内容について外部保証を受けている場合、保証の範囲、程度が明 記されているか	該当なし			
0-2	報告書中のすべての情報の一次情報が組織によって特定されているか	0			全ページ
0-3	複雑な計算を用いたデータなどについて、妥当性を裏付ける信頼 できる根拠が特定されているか	該当なし			
0-3	CE-OILLED TILECT COTOD		,		

<sup>※</sup>上記テストは、サステナビリティ日本フォーラムが作成したGRIガイドライン和訳版をベースに株式会社クレアンが作成(和訳及び作表)した報告原則テスト表に基づき実施したもの。